

「多摩川トンネル技術検討委員会」 規約

（設 置）

第1条 多摩川トンネル技術検討委員会（以下、「委員会」という。）は、国土交通省関東地方整備局川崎国道事務所が設置する。

（目 的）

第2条 委員会は、国道357号多摩川トンネル事業の整備において、トンネル構造及び施工方法に関する技術的な検討を行うことを目的とする。

（所掌事項）

第3条 委員会は、以下について検討等を行う。

- （1）トンネルの構造に関する事項
- （2）トンネルの施工に関する事項
- （3）トンネルの防災計画に関する事項
- （4）その他必要な事項

（委員会の運営）

第4条 委員会には委員長を置き、委員会は、委員長が招集する。

2 委員長及び委員は、別紙-1のとおりとする。

3 委員長は、委員に諮った上で、委員の変更または追加を行うことができる。

4 委員長は、必要に応じ委員等以外の者に対し、会議に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

5 委員長が職務を遂行できない場合は、予め委員長が指名する委員がその職務を代理する。

（中立性）

第5条 委員は、委員会の設置目的に照らし、公正中立な立場から審議等にあたらなければならない。

（守秘義務）

第6条 委員は、審議で知り得た内容について、委員会の許可無く第三者に漏らしてはならない。また、委員の職を退いた後も同様とする。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、第3条に定める事項が終了するまでとする。

(委員会の公開)

第8条 委員会の設立趣意書、規約および委員名簿についてはホームページにて公表とする。

2 会議及び配布資料、議事については原則非公開とする。

3 委員会の進捗状況に応じ、適宜とりまとめを行いホームページにて公表とする。

4 これにより難しい場合は、委員に諮った上で、委員長が決定するものとする。

(事務局)

第9条 事務局は、国土交通省関東地方整備局川崎国道事務所に置く。

(その他)

第10条 本規約に定めのない事項等は、委員に諮った上で、委員長が決定するものとする。

附 則 この規約は、令和元年8月1日から施行する。